



幕間にパワハラ・セクハラについて解説する新美社労士

当協会は去る6月18日、惣菜販売業を営む会員企業（名古屋市中区）の社員約90名を対象に、パワハラ・セクハラについての出張労働劇を名古屋市中区のホテルにて行いました。

「まさかパワハラ加害者になるなんて」を実施

お惣菜販売の店舗を再現し、出張「労働劇」を上演



第2幕>合同労組との団体交渉で人事部長と人事課長が把握していない事実が噴出し慌てる



第1幕>パート従業員に指導するも、相手の人格を否定するパワハラになってしまう店長（右）



第3幕>今までの指導の仕方を悔やみ悩み、退職を決意する店長



第2幕>店舗のあるデパート前に街宣車がやって来て、ビラが撒かれ慌てる店長



第4幕>再度店長を任せられ、気持ちを新たに従業員の指導を行う店長

労組と対峙する人事労務担当者」、第3幕「店長の決意」、第4幕「パワハラ・セクハラを起さないための指導方法と店長のその後」の全4幕から成り、パワハラ・セクサの発生から、被害者・企業・担当者・本人へ影響が及んでいく様子、その影響から立ち直っていく姿が演じられました。

当協会では、大会、社内研修、イベント等にて対象企業の業種、作業内容に脚本を合わせた『出張「労働劇」』を実施しています。実施時間、費用等はご相談可能です。当協会事業企画推進部（☎052-961-3655）までお問い合わせください。

幕間には、新美社労士よりパワハラ・セクハラの意味や影響、パワハラ・セクハラを防ぐための留意点等についての解説が行われ、参加者に理解を深めていただきました。

出張「労働劇」

大会、社内研修、イベント等にご活用ください。

当協会事業企画推進部

☎052-961-3655